

# 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（案）」 のパブリック・コメントの結果について

平成15年4月22日  
環境省廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

## 1. 概要

環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第6条に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定するにあたり、広く国民の皆さまからご意見をお聞きするため、平成15年3月13日（木）から3月27日（木）までの間、意見を募集（パブリックコメント）いたしました。この結果、61通、199件の意見をいただきました。

## 2. 意見を踏まえた修正等について

寄せられた意見・提言を踏まえ、下記のとおり修正することとしました。このほか、意見等を参考にして、わかりにくい表現の適正化、字句の修正、誤記の訂正を適宜行いましたが、詳細について省略します。

P4、第1章第2節2 その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物  
5行目「これらについては早急に処理の体制を検討し、今後の処分量を見込むこととする。」

（理由）その他のPCB廃棄物についても、早急に処理の体制を検討することが必要であるため。

P5、第2章第1節1 保管事業者の役割  
19行目「とりわけ、多量のポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者（以下「多量保管事業者」という。）にあつては、特別措置法に基づき都道府県及び政令で定める市（以下「都道府県等」という。）が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）に即し、及び都道府県市の指導等に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定することが求められる。」

（理由）廃棄物処理法の多量排出事業者としてとらえるのではなく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を多量に保管する事業者について、その役割を明確にすることが適切であるため。

P5、第2章第1節2 製造者等の役割  
12行目「また、製造者等は、特別措置法に基づく環境大臣の協力の要請を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんについて協力することが求め

られるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性に関する国民、保管事業者及び使用製品を使用する事業者への普及啓発等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に協力しなければならない。」

(理由) 製造者等のPCB処理基金への出えんなど、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な推進の協力に関する役割・責務について、特別措置法に基づくものであることをわかりやすくすることが適切であるため。

#### P 7、第2章第2節処理施設の整備に関する方針

13行目「安定器等の小型の電機機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙等の汚染物等については、分解すべきポリ塩化ビフェニルの量そのものはわずかであることから、安全性の確保を前提としつつ、既存の処理技術の応用を含めて、効率的な処理ができるように技術の評価及び適切な技術の活用を推進し、これらの処理体制の整備について早急に検討を進めることとする。なお、安定器に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物については、技術的蓄積が進み、安全に処理できる状況にあることから、拠点的広域処理施設の処理対象地域のうち、大量に当該廃棄物が保管されている地域について処理体制の整備に着手するとともに、それ以外については、今後の技術開発の状況を踏まえつつ、安定器以外の汚染物等と合わせてより効率的な処理ができるよう、処理体制の整備を検討するものとする。」

(理由) と同様の理由。また、安定器について、一部地域の事業で着手することをわかりやすくすることが適切であるため。

#### P 9、第2章第3節3処分を環境事業団に委託する保管事業者の責務

7行目「特に、多量保管事業者にあつては、環境事業団の受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、当該計画に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が完了するまでの間、計画的な搬入を行うことに努めなければならない。」

(理由) 多量に保管する事業者で、環境事業団に処分を委託する者について、環境事業団と調整して努めるべき取組の内容をよりわかりやすくすることが適切であるため。

#### P 9、第2章第4節1収集運搬の安全性の確保

8行目「都道府県市において保管事業者及び収集運搬を行う者に対する適切な指導監督が行われるよう、必要に応じて廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理基準等の見直しを行うものとする。」

(理由) 本節は、収集運搬ガイドラインについて記載する部分があるが、ガイドラインだけではなく、必要に応じて廃棄物処理基準等の見直しも行うことを明確にすることが適切であるため。

#### P 12、第3章第1節1ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に係る情報の収集、整理

## 及び公開

13行目「また、ポリ塩化ビフェニルを絶縁油に使用する電気工作物（以下「ポリ塩化ビフェニル電気工作物」という。）等の使用、保管及び処分の状況を適切に把握するため、特別措置法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づくポリ塩化ビフェニル電気工作物の設置の状況に関する報告情報との共有化について、都道府県市と各地方経済産業局等との間で情報交換を行うことによって両制度の連携を図ることとしている。」

（理由）使用中のPCB使用製品について把握することが必要であることから、関係制度間での連携による取組を記述した。

### 3. 寄せられた意見及び意見に対する考え方について

低濃度PCB汚染絶縁油を含むトランス等の処理に関する意見について【88件】	
意見	意見に対する考え方
<p>【製造者等の責任、処理方針に関する意見45件】</p> <p>PCB混入の原因究明、責任所在の明確化が必要。保管事業者のみ処理・保管責任を負い、費用負担することは妥当性を失うので、汚染原因者への譲渡や処理費負担、公的補助など、処理責任や費用負担のあり方について十分検討すべき。メーカーが主体で資金拠出し、監督行政としての国も拠出するユーザーに対する基金を設けるなど負担軽減措置を検討すべき。</p> <p>低濃度PCB汚染は、利用する側にその存在が知られておらず、広範囲に汚染したものが拡散しかねないため、一刻も早く実態を把握し、管理や処理の対策などの即効性のある対処方法を検討すべき。また、基本計画で、量の見込み等も定め、処分期限内の処理等の具体的な処理計画を定めるべき。</p> <p>平成28年7月までの処分は難しいことが予想され、処分期限の延長など別枠での計画の検討をするなど現実的な枠組みを再構築することも必要ではないか。</p> <p>この他に具体的な事項として、機器に関する情報の明確化、焼却処理促進、経済的・効率的な処理体制の整備、基金による中小企業の負担軽減措置、国の主体的な調査・分析・処理の実施、絶縁油交換向けのPCB油出荷状況の調査の実施等の意見があった。</p>	<p>低濃度PCBの混入事例については、どのような原因によるのか、どの程度の広がりを持つのか、汚染の程度はどのようになっているのかといったことを、速やかに解明することが必要であると考えています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、現段階における取組、必要な措置及び処理体制について、基本計画の第3章第3節の1に記載したところです。</p> <p>原因等の解明を行った上で、ご指摘の点を参考にしながら、処理の在り方について検討していきたいと考えています。</p>
<p>【処理基準に関する意見43件】</p> <p>合理的な処理基準（卒業基準）、処理基準と整合性をもった入口基準（例えば絶縁油のPCBが0.5ppm以下のものはPCBではないとする安全基準）、オンサイト等簡便な方法を含め試験方法の設定が必要。</p> <p>燃焼法による処理を考慮するなど、濃度に応じた合理的な保管、運搬、処理方法となる基準と</p>	<p>難分解性、自然界に高蓄積性、長距離移動性の有害物質であるPCBについては、できる限り我々の社会で分解し自然界に残らないようにすることが必要と考えます。</p> <p>このような考え方及び人口稠密の海洋国である我が国において、海外と比べて厳しい基準であっても合理的と考えています。</p> <p>現在は、PCBを含む廃製品はすべてPCB</p>

<p>して欲しい。          処理基準を海外と同等レベルに緩和すべき。          機器メーカーの立場、事業者の立場としても入口基準が必要。</p>	<p>廃棄物に該当し、油中のPCBが0.5ppm以下になるように分解するという考え方です。ご指摘の安全基準の考え方、濃度に応じた基準、基準緩和については、リスク評価や国民的なコンセンサスが必要な課題であると考えています。          なお、試験方法については、検討課題と認識しています。</p>
<p><b>環境事業団の拠点的広域処理施設に関係する意見について【32件】</b></p>	
<p>意見</p>	<p>意見に対する考え方</p>
<p>透明で適正な処理価格の設定、平等にコスト負担するルールづくりが重要。コスト負担、処理順序、運搬等の条件の公平な取扱いを明確に。環境事業団で行われる処理に関して、処理費用が未決定、搬送費用が不明など保管事業者側で処理計画を作成することが困難であり、処理価格の明示など今後の情報公開が望まれる。民間企業の負担を少なくし、円滑な処理のためには処理費用低減も必要。処理価格を全国一律とするのならば、対象地域を限定せず、保管事業者の近い施設で処理できるようにすべき。32都道府県以外の残りの15県についての施設整備の目標の明確化、早急な処理計画の提示が必要。          処理対象としてすべてのPCB廃棄物の処理が可能な施設とすることを要望。          多量保管事業者は、環境事業団の受入条件等との調整ができない場合もあり、処理計画策定は努力目標にとどめるべき。また、環境事業団から必要な情報を十分提供して欲しい。          環境事業団の事業といいながら地方公共団体に丸投げになっているのではないか。          この他に具体的な事項として、処理の順番について大型機器優先でなく小型機器も考慮すべき、コスト負担が各年度で変動しないよう処理量調整の協議を保管事業者とすべき、環境事業団に計画的な搬入を行う者は不特定多数の少量保管者とすべき、収集運搬業者も計画的な搬入を行うべき、事業所が分散している企業の場合に本社からの一括依頼等の扱いの明確化、施設の処理能力の均等化や処理施設への保管・管理施設併設の提案等の意見があった。</p>	<p>環境事業団で行われる処理について、処理価格に関する情報を公開することは必要であると考えています。          処理価格の設定のためには、費用を算定し、処理対象物を設定して、PCB廃棄物の種類ごとにどのように計算するかを検討することが必要となりますが、現段階では、確定しているのは北九州事業期の施設整備費のみであり、今後、東京事業、豊田事業などの事業費が確定していく中で、処理価格の概算を進めていきたいと考えています。          また、事業を進めるに当たっては、コスト削減を図りながら行うことが必要であり、引き続き、環境事業団の取組を進めていきます。現段階は、環境事業団において地元の意見等を踏まえながら、施設立地の準備を進めているところですが、今後、処理価格以外にも、契約方法など処理を開始するまでに環境事業団において決定しなければならない事業実施上の事項があります。環境事業団の検討に当たって、いただいた意見を参考にするようにしたいと考えます。</p>
<p><b>収集運搬体制、ガイドラインに関する意見について【11件】</b></p>	
<p>意見</p>	<p>意見に対する考え方</p>
<p>収集運搬ガイドラインの策定は、事故時等の汚染防止と安価な運搬コストのバランスを考慮。ガイドラインの実効性を高めるため収集運搬業の要件強化など関連する法令を整備すべき。運搬コストの負担を軽減するため、複数の運搬事業者から選択できるような体制整備を要望。保管事業者が、都道府県境を越えて運搬し集中保管することについて、自治体が厳しい制約等</p>	<p>必要に応じて廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準等を見直す旨を計画に記載しました。          運搬事業者について、数を制限することは考えていません。          運搬、集中保管が都道府県境を越えて行われること自体はそれが適正な運搬、保管である限り、廃棄物処理法上問題とされるものでは</p>

<p>を課すことなどないよう国の指導を要望。  この他に具体的な事項として、ガイドラインを定める国の責任で必要な負担、液密性及び耐衝撃性を有した運搬容器による運搬を原則、保管事業者の具体的な責任の明確化、安全性確保は運搬業者の責任等の意見があった。</p>	<p>ありません。  この他の意見については、ガイドライン等の策定に当たって参考にしたいと考えています。</p>
<p><b>国・地方公共団体の役割に関する意見について【 11件】</b></p>	
<p>意見</p>	<p>意見に対する考え方</p>
<p>基本計画案の内容の速やかな実行と、その結果をもとにした費用低減に取組んで欲しい。  これまで処理が進まなかった一切の責任は国と地方自治体にある。経済的にも合理的な処理方法で早急に処分を進めることが大切。  国の処理技術評価の取組の継続と現在の技術の精査、バラストや汚泥などの汚染物の処理方法の確立、超大型機器の液抜き及び解体方法の確立、コンデンサなどの中身のPCB量の把握算定方法の情報提供を要望。  漏洩など保管状況の実態調査、倒産会社のPCB廃棄物の処理、PCB廃棄物の集積保管を国等の役割として行うべき。  環境事業団又は地方公共団体が中小零細事業者から申し出があれば処分費及び保管費の前払いを受けて引き取り、処分時期まで保管する制度を要望。</p>	<p>法の期間内処分を目指し、早急に処理体制を整備するというのが前提であり、そのための基本計画の速やかな実行を図っていきます。事業の費用低減は重要であり、経済合理性を確保することを基本計画で明かにしているところです。  ご意見の内容を含め、PCB廃棄物の処理に関する正しい情報を広く提供していきます。保管状況については、都道府県市が法の届出制度により、また、実地に把握することとしています。  排出者負担の原則を前提としつつ、確実かつ適正な処理を推進するために必要な施策について、今後とも検討していきます。</p>
<p><b>特定の電力会社等による柱上トランスの処理体制整備に関する意見について【 8件】</b></p>	
<p>意見</p>	<p>意見に対する考え方</p>
<p>電力会社の柱上トランスに関する処理体制整備については、電力会社の判断であり、方法を制限すべきではなく、国の基本計画に位置付け、義務付ける必要は無く、削除すべき。  この他、電力会社の取組をどのように支援するのか、東京電力のものを環境事業団の東京事業で処理するのは電力会社による処理と矛盾する、比較的少量保管している電力事業者に配慮して欲しいとの意見があった。</p>	<p>基本計画は、日本全国に存するPCB廃棄物をどのように処理をしていくかを明らかにするものであり、削除は当たらないと考えます。(電力会社の判断による取り組み状況を明らかにすることとしました。)  東京電力については、事業地の確保の観点(都内に複数の事業地を求めることが困難)から、環境事業団による処理を実施しますが、排出者負担の原則を損なうものではありません。  現段階において、電力会社に対して特段の支援を行うべき、特別な事由が見当たりません。</p>
<p><b>PCB廃棄物処理基金に関する意見について【 8件】</b></p>	
<p>意見</p>	<p>意見に対する考え方</p>
<p>中小企業者の負担軽減のため、施設の設置・運用計画の合理性を追求するよう環境事業団及び都道府県を指導すべき。  中小企業者には、高圧トランス等以外のものも、処理料金の設定状況によっては負担軽減措置の対象として検討すべき。また、PCB処理費用だけでなく、保管及び収集運搬費用、使用中のもの取替え費用も負担軽減を行うべき。  基金に係る環境大臣の指定条件及びその提示時期を明らかにすべき。</p>	<p>事業の費用低減は重要であり、経済合理性を確保するべく、施設の設置、計画的な搬入を行うことを基本計画で明かにしているところです。  費用負担が大きい高圧トランス等の処理費用を支援対象とするという考え方です。それ以外の費用については、排出者負担の原則を遵守すべきです。  指定条件については、現在検討中です。別途明らかにします。</p>

<p>この他、大企業についても同様の負担軽減を行うべき、基金拠出企業は処理費用無償とするなどの特典を要望する意見があった。</p>	<p>排出者負担の原則を前提として、所要の負担を求めることが適当であると考えます。</p>
<p><b>安定器等の小型の電機機器に関する意見について【6件】</b></p>	
<p>意見</p>	<p>意見に対する考え方</p>
<p>安定器は、環境事業団の東京、北九州事業以外の他の事業でも処理すべき。その他の小型部品についても環境事業団の事業対象とすべき。安定器は、既存の処理技術だけでも処理可能で技術開発に金と時間を使うのは無駄。この他、PCBを使用したネオン用安定器の把握、安定器等小型の機器の運搬の取扱いの弾力化を要望する意見があった。</p>	<p>安定器の処理については、処理対象区域内に大量に保管されている東京事業について処理体制の整備に着手することとしています。安定器を含めその他のPCB廃棄物については、今後の技術開発の状況を踏まえ、効率的な処理の実施体制について検討することとしています。多様な種類のPCB廃棄物について、製品等の特定から処分まで一連の調査を行う必要があると考えており、国において必要な調査等実施することとしています。収集運搬の方法については、今後、ガイドラインとして明らかにします。</p>
<p><b>製造者等の役割に関する意見について【3件】</b></p>	
<p>意見</p>	<p>意見に対する考え方</p>
<p>製造者等の役割から、基金への出えんを削除すべき。任意の寄付行為であり、協力しなければならぬとする強制的義務ではないと認識。財団法人電機絶縁物処理協会の解散に伴う残余財産も寄付と修正すべき。このほか、PCB製品は、使用が許可されていたが有害性が認知された後製造・使用が禁止されたものである旨の追記を要望。基金に対し製造者等が出えんした資金も中小企業の負担軽減に使うべき。製造者等の役割として処理を支障なく実施できるようにする情報の提供先には自社処理する事業者及び処分業者も該当する。</p>	<p>製造者等は、高額な処理費用を要するPCB及び使用製品を製造した者としての社会的な責任に鑑み、国の要請を踏まえ資金の出えんについて協力することが求められるとの法の趣旨です。表現の分かりにくい部分について、2. のとおり修正しました。製造者等からの出えん金は、個々の中小企業者の負担軽減ではなく、広くPCB廃棄物処理の円滑な推進に要する費用に充てることが適当と考えます。PCB廃棄物の処理を行う者に対し情報提供しよう明記しています。PCB廃棄物の処理を行う者には、当然、自社処理する事業者及び環境事業団を含む処分業者が該当します。</p>
<p><b>発生、処分、保管量に関する意見について【3件】</b></p>	
<p>意見</p>	<p>意見に対する考え方</p>
<p>発生、処分、保管量の算定根拠を示すべき。国、自治体における厳重な数量把握を要望。使用中のPCB使用機器の把握が不十分。</p>	<p>13年7月の保管量及び使用量から、これらが平成28年7月までに処分されるものとして、年数に比例的に中間年度の発生量、処分量を見込んだものです。未届け、不適正処理がないよう特別措置法の届出制度及び廃棄物処理法を的確に実施していく必要があると考えています。使用中のPCB使用機器の把握については、基本計画第3章第1節1に記載するように「PCB電気工作物等の使用、保管及び処分の状況を適切に把握するため、特別措置法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づくPCB電気工作物の設置の状況に関する報告情報との共有化」を図ることとしています。</p>

<b>都道府県の処理計画に関する意見について【3件】</b>	
意見	意見に対する考え方
都道府県等の処理計画策定期間、自治体の計画に盛り込む計画的搬入のための取組項目の明確化を要望。	都道府県等のPCB廃棄物処理計画策定を促進していきます。また、計画的搬入のための取組項目としては、拠点的広域処理施設への計画的な収集運搬、対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制等があると考えています。
<b>地方公共団体の施設許可、処分業許可に関する意見について【2件】</b>	
意見	意見に対する考え方
処分業の許可要件の明確化など、都道府県知事の許可が円滑にされるよう国・都道府県の連携、国の指導が必要。	今後とも都道府県と連携して対応し、技術的な助言に努めていきます。
<b>その他の意見等について【25件】</b>	
意見	意見に対する考え方
PCB処理施設について、一定期間の法人税の減額等の税制上の優遇措置を要望。	現行でも、法人税の特別償却制度以外に固定資産税の軽減措置が設けられています。
環境事業団への処分委託を誘導等するような表現は適当ではない。	そのような意図はありません。基本計画の第2章第1節1に「保管事業者は、平成28年7月までの間に、自ら又は環境事業団若しくは廃棄物処理法に基づく許可を受けたポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処分業者に委託して、～」とあります。
多量排出事業者の処理計画策定については、対象がわかりにくく不適當。	ご意見を踏まえて修正しました。(2、)
PCB処分業者の実現困難性に関し、地域住民の理解が得られにくいとの表現は適切でない。	そのような実態があると認識しています。
自らのPCBを処分する事業者の取組も促進すべき。	基本計画では、自らのPCBを処分する事業者の代表例として大量に廃PCB等を保管する事業者を位置付けています。期間内処分義務の履行形態として自ら処分はもちろん促進されるべきものです。
PCB使用事業者の役割と責任を明確にすべき。 この他、表現が不明確等の意見、質問があった。	PCB使用製品の使用事業者は、PCB廃棄物保管事業者となるものであり、また、特別措置法上、使用事業者は都道府県に協力をする役割があります。